

第6章

ベトナムの障害者教育法制と就学実態

黒田 学

要約：

本稿は、ベトナムにおける障害者教育法制と就学実態について、法制度と関連諸施策の概要を紹介するとともに、障害児の就学実態に関する現地調査を踏まえて考察し、その課題を検討するものである。とりわけ、障害者法（2010年）の制定をはじめ、障害児者の教育保障・インクルーシブ教育が展開されているが、就学率が40%程度に留まっている背景などについて、現地調査を踏まえて考察し、その課題を提起する。

キーワード：

障害者法 就学率 早期介入

はじめに

本稿は、ベトナムにおける障害者教育法制と就学実態について、法制度と関連諸施策の概要を紹介するとともに、障害児の就学実態に関する現地調査を踏まえて考察し、その課題を検討するものである。

ベトナムにおける障害児教育の始まりは、1866年、フランスの植民地支配の下で、カトリック修道院の慈善事業として設立された聾教室（ホーチミン市近郊ソンベ省）である。1886年には、トゥアン・アン聾学校が、1927年にはグエン・ディン・チュー盲学校が設

立された。1945年、第二次世界大戦の終結に伴うベトナム民主共和国の独立、フランスの介入によるインドシナ戦争（1946～1954年）、ベトナム戦争（1960～1975年）を経て、1976年、現在のベトナム社会主義共和国が建国された。「五・四・三制」の学校教育制度（小学校5年、中学校4年、高等学校3年）のもとで、盲学校、聾学校に加え、知的障害児にも対応した特別学校（障害児学校）が設立されてきた。特別学校は、1991年に36校、1996年に72校、2002年には90校に達し、2012年には107校となっている。なお、1995年までは障害児教育の管理行政機関は、労働傷病兵社会省（MOLISA）であったが、教育訓練省（MOET）に移管された。

「2001-2010年 教育発展戦略についての首相決定」（2001年12月）において、障害児への教育施策の方向性が定められた。インクルーシブ教育（通常学校）、セミ・インクルーシブ教育（障害児学級）、特別教育（特別学校）の3つの形態の1つによって学習の機会を増やし、障害児の就学率を2005年までに50%、2010年までに70%にさせることを目標にしてきた¹。しかしながら、後述するようにその目標は未達成であり、就学率は40%程度と見なされている [チャン・ディン・トゥアン、グエン・スアン・ハイ 2011]。

また、障害児が学習する場としては、教育訓練省（MOET）管轄の正規の学校だけではなく、労働傷病兵社会省（MOLISA）や保健省（MOH）などの施設においても教育が行われているが、統計等では把握できていない。

先に記したようにベトナムの学校教育制度は、「五・四・三制」で、義務教育は小学校の5年間である。しかし、ベトナムでは課程制教育制度をとっているため、学年進級の際に進級試験があり、貧困や障害の要因と相まって留年や退学に至るケースがみられる。また、ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市、カントー市等については、中学校までが義務教育であり、地域によって位置づけが異なっている。

障害児学校での学制は、通常小学校の5年制と異なり、盲学校が6年制、聾学校が8年制、知的障害児学校が9年制となっている。

なお、障害者に関する統計を入手することは極めて難しいが、Nguyen Thi Hoang Yen [2012a]は、障害者人口（率）について、国家統計を元に、5歳以上の障害者は人口比15.3%（2006年）、また他の統計を基に障害者人口670万人、7.8%（2009年）としている。

以下の節では、障害者に関する法と関連諸施策、障害者法と障害児教育・インクルーシブ教育、就学実態と課題のそれぞれについて論述することとする。

I 障害者に関する法と関連諸施策

障害者の権利保障に関する法体系は概略、以下の通りである。

1990年代に、ベトナム社会主義憲法が大幅改正（1992年）されたのをはじめ、障害者法令（1998年）及び関連政令（1999年）、社会救済政策に関する政令（2000年）、教育法

(1998年)、労働法典(1994年)等が制定され、障害者の権利保障(生活権、教育権、勤労権等)が体系化され、さらに2010年には障害者法令の刷新により障害者法が制定された。

憲法(1992年)は、その前文において、「マルクス・レーニン主義とホーチミン思想に基づいて、社会主義への過渡期における国家建設綱領に従い」と定め、国名の通り社会主義国家を志向している。ただし、社会主義への過渡期として、2001年の憲法改正では、「社会主義市場経済発展政策」を堅実に実行すると明記した。

また、憲法は、「人民の人民による人民のための国家」(第2条)とした上で、その第5章(49~82条)で国民の基本的権利と義務を定めている。なかでも社会権については、次のように定めている。

「ベトナム社会主義共和国において、政治的、市民的、経済的、文化的、社会的分野における人権は尊重される。それらの人権は、市民の権利の中に具体化され、憲法と法律によって定められる」(第50条)。

2001年12月の憲法改正では、教育権に関わる第59条が修正され、学習は市民の権利であり義務であると明記した上で、「国家と社会は、障害児と特別に困難な環境にある子どもに対して、普通教育と適切な職業訓練を受けるための条件を創設するものとする」と定めた。修正前は、「国家と社会は、障害児が一般知識と適切な職業訓練を習得するための条件を創設するものとする」という表現にとどまっておらず、教育保障が明確ではなかった。

教育法(1998年、2005年・2009年改正)は、国民の学習する権利と義務を定め、国家は障害者や少数民族など社会的困難な子どもたちのための学習を優先させること(第10条)、障害児のための学校や学級の設立を促進すること(第63条)を定めている。

これらの法制化に伴って、「2001-2010年社会経済発展戦略」(ベトナム共産党第9回党大会第8期中央執行委員会2001年4月)が定められた。産業化・現代化に合わせた教育・訓練の整備をはじめ、生活水準の向上による貧困撲滅を求め、障害児者などへの社会基金と国家援助の結合を志向している。2002年には、教育訓練省は、障害児教育運営委員会を設立し、障害児教育を整備してきた。

労働法典(1994年)は、その第Ⅲ部に、オフィスや企業における障害者の雇用に関する規定が盛り込まれ、第123条では、労働力の2%~3%は障害者で構成されていることを規定する割当制度を規定している。

また、国連ESCAPによる「アジア太平洋障害者の十年(1993~2002年)」をうけて、2001年には、同キャンペーン会議がハノイで開催されるとともに、政府の下に「障害者施策国内調整委員会(以下、NCCD)」が発足し、障害者施策の基本方向を展望し、行政、NGO各種団体などの関係機関との調整や施策の促進に努めた。さらにNCCDは、2003年には、「びわこミレニアムフレームワーク(BMF)」の7つの優先的行動領域にかかわって、施策の進展状況への評価会議を開催するなど、その取り組みを強めてきた²。

さらに「障害者のための国家行動計画（2006-2010年）」が、2006年10月に承認された。この計画では、幅広い分野が扱われており、ほとんどすべての省庁が関与するものとして、障害者問題へのより包括的なアプローチを提案している。さらに政府は2015年までに、すべての障害児のためのインクルーシブ教育を提供することを目ざしている。

II 障害者法と障害児教育・インクルーシブ教育

障害者法（全10章53条）は、2010年6月にベトナム国会にて可決成立した。本法は、1998年に国会常務委員会によって制定された「障害者法令」（全8章35条）を刷新し、「法令」から「法」に格上げされたものである。障害者法は、先の障害者法令と同じく障害者の権利保障と施策の基本方向を提示し、「障害者基本法」としての特徴を持っている。また、同法の制定は、国連・障害者権利条約の署名（2007年10月）による国内法整備の一貫という位置づけであろう。

障害者法は、障害者の定義について、「障害者は、1つまたは複数の身体部分の損失、機能低下によって、就労や学習、日常生活上に困難を引き起こす状態のある人」（第2条）と規定している。さらに障害の種類については、「a) 物理的・運動機能障害、b) 感覚障害、c) 視覚障害、d) 精神障害、e) 知的障害、f) その他の障害」（第3条）の6種類に大別している。

障害者の権利と義務（第4条）については、次のように規定している。

「1. 障害者は以下の権利を保障される。a) 社会活動における対等な参加、b) 自立生活と地域社会への統合、c) 社会活動への一定の貢献の削減や免除の享受、d) 障害の種類や程度に適した形でのヘルスケア、機能的リハビリテーション、教育、職業訓練、雇用、法的支援、公共施設へのアクセス、交通手段、情報技術、文化、スポーツ、観光、その他のサービスの提供、e) 法律に定めるところのその他の権利。2. 障害者は法の下で、市民の義務を履行しなければならない。」

さらに、障害者法における教育に関する条項（第4章）は（表1）の通りである。

この教育条項の特徴の一つは、障害者法令（1998年）に比べて、「インクルーシブ教育発達支援センター」の設置が新たに規定された点である。インクルーシブ教育発達支援センターは、インクルーシブ教育（障害児教育）のカリキュラム開発をはじめ、障害の早期発見と早期療育を主な業務としている。

ベトナムの障害者教育の形態は、先にも述べたように、「インクルーシブ教育」、「セミ・インクルーシブ教育」「特別教育」であり、「特別教育」は特別学校107校で編成されており、インクルーシブ教育は困難な状況にあるすべての子どもを対象に行われている。

表 1 障害者法(2010年)：第4章 教育 第27条～第31条

第27条 障害者の教育

第1項 国家は障害者とその能力に応じた学習ができるよう条件を整える。

第2項 障害者は、普通教育で規定されている年齢よりも高い年齢でも入学することができる。入学試験で優遇され、本人が対応できない教科、または教育内容、教育活動は減免される。また、学費や養育費、その他教育に関わる費用が減免され、奨学金、補助具、教材が支給される。

第3項 必要な場合、特別な学習方法や資料が提供される。言語・聴覚障害者は記号言語（手話）で学習でき、視覚障害者は国家基準の Braille 点字で学習できる。

第4項 主要な教育訓練省の大臣をはじめ、労働傷病兵社会省の大臣、財政省の大臣は、この条の第2項の細則を定めることとする。

第28条 障害者の教育方法

第1項 障害者の教育方法には、インクルーシブ教育、セミインクルーシブ教育、特別教育が含まれる。

第2項 インクルーシブ教育は、障害者にとって主要な教育方法である。セミインクルーシブ教育と特別教育は、障害者がインクルーシブ教育を受けるにあたり、十分な学習条件が整っていない場合に行われる。

第3項 障害者本人、障害者の両親もしくは保護者は、障害者の能力の発達に応じて教育方法を選ぶ。国家は、障害者がインクルーシブ教育という方法によって学習に参加することを奨励する。

第29条 教員、教育管理職、教育支援者

第1項 障害者に携わる教員、教育管理職、教育支援者は、障害児教育の必要性に応じた専門の技術、訓練や専門職としての教員養成を受けられる。

第2項 障害者教育に携わる教員、教育管理職、教育支援者は、政府の規定するところにより、手当ての制度や優遇政策を享受することができる。

第30条 教育設備（施設）の責任（役割）

第1項 障害者が学習する条件を保障し、法律の規定により、障害者の入学を拒否することはできない。

第2項 障害者が学習するための十分な条件が整っていない場合、それを整えたり改善したりすること。

第31条 インクルーシブ教育発達支援センター

第1項 インクルーシブ教育発達支援センターは、学習プログラム、学習設備、教育相談、サービスを供給する基礎となり、障害者の環境や障害特性に応じた教育を組織する。

第2項 インクルーシブ教育発達支援センターは次のような責任を負う。（次のような役割を持っている。）

- 障害者に応じた教育方法を選ぶために、障害を発見すること。
- 障害者に応じた教育方法を選ぶために、地域での早期介入を措置すること。
- 障害者に応じた教育方法を選ぶために、心理相談、健康相談、教育相談事業を行うこと。
- 障害の種類や程度に応じた教材や教育プログラム、教育内容、教育設備を供給すること。
- 家庭、教育施設、地域で障害者を支援する。

第3項 インクルーシブ教育発達支援センター設立には次の事項に定める条件を満たす必要がある。

- 障害者の障害特性に応じたサービスを行うための物理的な条件、設備、手段が整っていること。
- 障害者の教育に専門性を持った教員、教育管理職、教育支援者を配置していること。
- 障害者の教育方法に合った相談の資料、教育内容、教育プログラムが整っていること。

第4項 省・中央直轄市レベルの人民委員会委員長が設立しているか、もしくは委員長の許可があること。

第5項 インクルーシブ教育発達支援センターの設立や活動についての具体的な内容は、教育訓練省の大臣をはじめ労働省の大臣が、本条の第3項に定める。

(出所) Luật Nguoi Khuyet Tat 2010, Nha Xuat Ban Tu Phap.

久保由美子 2011. 「障害者法（抄訳）」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』8・9(8月)74-77.

障害児の就学率については、「2001-2010年 教育発展戦略についての首相決定」（2001年12月）において、インクルーシブ教育、セミ・インクルーシブ教育、特別教育の3つの形態の1つによって学習の機会を増やし、障害児の就学率を2005年までに50%、2010年までに70%にさせることを目標にした。しかしながら、チャン・ディン・トゥアン、グエン・スアン・ハイ [2011] はその点について以下のように指摘している。

「2010年に通学している障害児は70%であるはずであったが、それは達成困難であることが分かり、2015年まで延長されることになっている。不完全であるが2009年までの統計によると、通学している障害児は40%であり、この数字は障害児の通学率が高まったこと」を表わしているが、最初の指針に比べると低いと述べている。

また、ハノイ師範大学障害児教育学部創設10周年の記念式典（2011年6月、ハノイ師範大学）において、教育訓練省初等教育局長 レ・ティエン・タインは、「2011年-2020年障害児教育（インクルーシブ教育）発展戦略」について、以下の9点からその内容を説明した。同戦略では、第1に、障害児教育に対する問題意識を向上させ、障害者法などに見られる障害児教育の普及を重視すること、第2に障害児の教育ニーズの把握、統計等の資料整備、第3に障害児教育教員養成、人材育成を展開すること。さらに、第4にインクルーシブ教育を展開するための法的整備、第5に障害概念の統一と標準化、それに基づく障害児教育のカリキュラム整備を行うこと。第6に教育のための最新設備の整備、第7にインクルーシブ教育発展のための専門局の創設、第8に8つの地方・省におけるインクルーシブ教育発達支援センターの創設、第9に障害児教育の到達、学習到達を評価する基準の整備をあげている [黒田 2011b]。

表2 ベトナムにおける特別学校とインクルーシブ学校の生徒数の推移

(単位：人)

年	特別学校	インクルーシブ学校	計
1996	6,000	36,000	42,000
1998	6,332	47,332	53,664
2000	6,664	58,664	65,328
2002	7,000	70,000	77,000
2004	7,500	222,164	229,664
2008	8,700	469,800	478,500

(出所) Nguyen Thi Hoang Yen 2012b. *Outline of Special Education and Inclusive Education VIETNAM*.

を元に筆者邦訳の上作成。

III 就学実態と課題

障害児の就学実態に関して、筆者は1994年以来、首都ハノイ、ホーチミン市、フエ市において、障害児教育の研究教育機関、特別学校や療育センターなどへの訪問調査、障害児家族の生活実態調査に取り組んできた [黒田 2006; 2011a]。本稿では、それらの調査から得た知見を踏まえながら、2013年1月に実施したハノイにおける学校等への訪問調査、

教育関係者へのインタビュー調査の結果を紹介し、障害児の就学に関する課題を検討したい³。

1. 障害児教育の研究教育機関—ハノイ師範大学障害児教育学部

ハノイ師範大学は、1951年創立のベトナム最大の教育大学である。人文・社会・自然科学の23学部、20を超える研究所からなり、学生総数8万1千名、院生9800名、教員数1300名という。昼間の正規学生に加え、現職教員の再教育、遠隔地での教員研修なども担っている。正規学生の入試倍率は50倍を超すと言われ、ベトナム随一の難関校でもある。

障害児教育学部は、障害児教育教員養成を担う初めての学部として2001年に創設された。開設当初は視覚障害、聴覚障害、知的障害の3つの専門教育からなり、2012年からは、自閉症の分野を加え、4つの専門教育から構成されている。学生数は、1学年50人の計200人、現職教員の再教育コース生50人、大学院生（修士課程）20人である。

同学部の卒業生は各地の特別学校、インクルーシブ学校の教師に加え、障害児（福祉）センター職員、各地教育局の幹部など、多方面で活躍している。

大学レベルの障害児教育教員養成は、現在ではホーチミン市師範大学などの17の師範大学や短期大学に広がっている。また、教育訓練省は2002年から現在まで、国内64省の地域でインクルーシブ教育を進める管理者教員養成セミナーを実施している。また、教育訓練省は、2012年より各学校の教師がインクルーシブ教育のための補助教育プログラムに関する研修を受けることを求め、インクルーシブ教育の展開に向けた取り組みを強化している。現在までに、全国の幼稚園、小学校、中学校の教師200万人の内、1万2千人から1万5千人がインクルーシブ教育に関する研修を受けている。

2. 障害児のための学校、療育センター

(1) バクマイ (Bac Mai) 小学校

ハノイ市にあるバクマイ小学校は、元々は中学校の一部であったがその後独立し、約50年前に設立された。生徒数約900人、教職員数約40人で、通常学級のほかに3つの特別学級が設置されている。2クラスは自閉症児のための学級（生徒数各8人、教員数各3人）、もう1つのクラスは知的障害ほかの障害児学級（生徒数18人、教員数2人）である。自閉症児のクラスは、教育科学院（VNIES）との連携（5年間のパイロット事業）の下で、2009年9月に開設された。

訪問調査では、1つの自閉症児クラスの授業（50分間）を見学した。授業は、自然科学（理科）で、野菜の種類や野菜の部分（根・茎・葉）について学習していた。中心指導の教師が野菜の実物を見せ、板書やパネルを使って、視角を活かした授業展開を行っていた。

2名の補助教師が集中力が相対的に弱いと思われる生徒に寄り添って指導にあたっていた。しかしながら、一斉授業の形態であるため、授業開始後20分を過ぎたあたりで集中力の途切れた生徒が2～3人見られ、その対応の難しさを垣間見た。

なお本校は比較的きれいに整備されており、教育条件は国内トップクラスのいわゆる「教育モデル校」の一つであるようだ。

(2) サオマイ (Sao Mai) センター

サオマイセンターは、主に就学前の障害児の早期介入を実施しているが、学齢期に達した子どもの準備教育（通常学校への就学に向けた）としての役割も担っている。本センターは、1995年に開設され、その後2006年6月に現施設（5階建、米国の財団による支援による）が開設された。本センターは非営利の民間施設であり、「障害児を支援する会」の法人登録施設である。生徒数（幼児は全体の7～8割）は200～220人、教職員数90人で大きな規模の施設である。

本センターでは主に、知的障害のある子ども（ダウン症、自閉症、脳性麻痺、ADHDを含め）に対して、障害の早期発見と介入を行うこと、就学前教育としての支援（統合保育を行う幼稚園への入園や小学校への進学を図るための準備教育）、13歳以上の子どもに対しては職業訓練や就業前訓練を行っている。民間の施設であるため、利用料負担が必要である。その他に、障害児の保護者への相談活動や海外からの専門家、ボランティアの受け入れ、国内外の他の組織・団体、個人と協同・連携し、情報や経験を交流している。また親の会（2004年創設）が組織され、保護者同士の交流、障害や療育に関する学習会などに取り組んでいる。センターの1階には、カフェが併設され、障害の啓発や交流の場として活かされている。

(3) フックトゥエ (Phuc Tue) センター

フックトゥエセンターは、2001年6月に設立された知的障害児（ダウン症児、自閉症児含む）の教育と支援のための民間施設であり、「障害児を支援する会」の法人登録施設である。就学前の障害児のための療育施設としての役割と、教育訓練省（MOET）が管轄する学校ではないが学校としての役割を担っている。同センター長は、元小学校教師で、個人の家を知的障害児に開放してセンターを開設した。その後2006年に現在の場所に移設され、さらに2011年に第2施設が、寄宿舍や農場をもつセンターとして近隣に開設されている。

2001年の開設当初は生徒数5人（教職員数5人）であったが、現在では第2施設を含め約90人（教職員数22人）の規模に拡大している。4～10歳児は30人、11～20歳未満が40人以上、20歳以上も7人在籍している。知的障害児者は5～6歳児の知的レベルとのことである。就学前の子どもは経済的困難層が多く、他のセンターから移ってきた子

も多い（他のセンターに比べ、利用料を低く抑えている）。学齢児は、他の学校やセンターで教育を受けられず移ってきた子どもも多く、基礎的な教育と職業教育を受けている。

2008年から教育訓練省が7年間のパイロット事業を委託し、基礎的な教育と社会生活スキルの2つを軸として、言語学習、自然科学や社会、スポーツ、美術・芸術などの各科目、学習プログラムを実施している。個別教育計画（IEP）を作成し、子どもの特別な教育ニーズに基づいて教育を実施している。訪問した際の授業の様子は、子どもたちはいくつかの学習グループに分かれ、それぞれの課題ごとに学習していた。非常に落ち着いた学習環境であり、集中して課題に取り組んでいたのが印象的であった。

3. 就学率向上のための課題

最後に、ベトナムの障害児教育・インクルーシブ教育を充実させ、就学率を向上させる上でいくつかの課題を検討してみたい。

第1に、障害児の就学保障に関してである。ベトナムは、発展途上国の時期から識字率が高く（成人識字率、1990年88%、1995年94%）、国連・子どもの権利条約（1989年）への批准もアジア諸国で最初であり、学校教育に力を注いできた。

しかしながら、国連・障害者の権利条約（2006年）における、障害者の諸権利及び、障害者に対する差別禁止、合理的配慮等の各条項から、ベトナムの義務教育の就学保障は不十分な実態であると言わざるを得ない。

障害者法（2010年）等によって障害児者の教育権が規定されているが、法的拘束力が不十分であり、実質的な「就学猶予、就学免除」の状態であっても法的な強制力を持って就学を実現するシステムになっておらず、就学率は40%にとどまっている。特に障害の重い場合は、中途退学等もあり、就学継続自体も難しい。また就学保障に対する国家による財政的裏付けは乏しい⁴。また、義務教育における課程制教育制度の問題、すなわち学年進級試験に基づく留年や退学について、障害のある子どもの学習実態を踏まえ、その支援の在り方や進級試験制度そのものの見直しや検討が必要であろう。

第2は、障害の早期発見と早期療育という早期介入体制に関してである。これは、母子保健制度にも関連する課題である。母子保健制度については全国規模では確立されておらず、そのため障害の発見やその後の母子へのフォローが制度的に保障されていない。したがって、早期介入の国レベルでの制度化をすすめ、早期介入を実践的・理論的に推進することが課題である。早期介入に取り組む民間の療育施設や大学の研究機関は、海外のODAやNGOなどの支援組織から援助（経済的、理論的、実践的）を受けながら取り組んでいるが、財政的に厳しく、利用者の費用負担を求めざるを得ない。したがって経済的困難層にとって障害のある子どもへの早期介入を受けること自体が難しい。

フイン・ティ・タン・ビン[2005]が指摘するように、早期介入は障害児が適切な障害児

教育・インクルーシブ教育を受ける重要な一歩であり、就学の成果を高める上でも重要である。

第3は、障害児教育・インクルーシブ教育としての専門性についてである。子どもの障害や発達、生活に即した障害児教育としての実践的理論的蓄積が伴わず、障害児への特別なケアや必要なサポートが整備されていない。障害児の就学率が目標ほどに伸びない要因の一つと言えよう。現地調査により、ハノイ市のバクマイ小学校のようにインクルーシブ教育が実施されているが、実際には障害児と健常児の教育は別立てであり、相互の交流学习のプログラムもない。障害児への教育方法の改善など、教育訓練省は、各学校の教師に対するインクルーシブ教育のための研修を強化しているが、専門性を質的にも量的にもより高めなくては、就学率の向上と真のインクルーシブ教育の展開は未だ困難と指摘せざるをえない。

おわりに

ベトナムにおける障害児教育・インクルーシブ教育に関わる研究者や学校・施設関係者は、障害児のために献身的にそれぞれの職務に従事し、就学率の向上と教育の保障に向けて努力している。しかしながら、ベトナムはあたかも「高度経済成長期」にあり、産業基盤の整備や技術革新に直結するような人材養成、とりわけ高等教育の整備に重点を傾けており、障害児教育・インクルーシブ教育に対する配慮は二次的と言わざるを得ない。

先述したように、筆者は1994年以来、毎年のようにベトナムを訪問し、障害児学校や施設の訪問調査、生活実態調査に取り組み、この20年弱であるが、ベトナムの教育や障害児者の生活の変化を垣間見てきた。2001年に「2001-2010年 教育発展戦略についての首相決定」が提案されるとともに、障害児教育教員養成がハノイ師範大学などの大学レベルで開始され、障害児の就学率が飛躍的に向上するものと楽観視していた。その後も様々な計画や施策が打ち出されてはいるものの、実情は非常に緩慢な変化にすぎない。ベトナムは、2010年には「後発途上国から中進国へ」と移行した。経済成長に見合った障害児教育・インクルーシブ教育の充実が図られ、どんなに障害が重くともすべての子どもたちに教育が早期に保障されることを期待し、今後の動向に引き続き注目したい。

なお、本稿はベトナムの障害者教育法制と就学実態に関する研究として、中間報告としてまとめたものであり、次年度も引き続き、研究資料の収集と分析、現地調査に取り組み、最終的な研究成果として報告したい。

〔注〕 _____

¹ *Vietnam Education Statistics in Brief 2000-2001, 2002*, Ministry of Education and Training, Vietnam : 64.

² NCCD, MOLISA, 2004. *Country paper: Vietnam*, Regional Workshop on Monitoring the Implementation of the BMF, Bangkok, Thailand.
(<http://www.worldenable.net/bmf2004/papervietnam.htm#1>).

³ インタビューは、①2013年1月15日、ハノイ師範大学障害児教育学部学・部長、②同日、バクマイ小学校・校長、③同年1月17日、サオマイセンター・センター長、④同日、フックトゥエセンター・センター長のそれぞれに対して筆者が行った。

⁴ 2013年1月14日、ベトナム人教育関係者への筆者によるインタビューに基づくが、回答者の意思とプライバシー保護の観点から所属、氏名等は公表できない。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

久保由美子 2011.「障害者法(抄訳)」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』8・9(8月)74-77.

黒田学 2006.『ベトナムの障害者と発達保障』文理閣.

— 2011a.「ベトナムにおける知的障害児の早期介入に関する機関調査研究—ハノイ、フエ市、ホーチミン市を中心に—」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』8・9(8月)49-59.

— 2011b.「ベトナムの障害児教育の動向と課題—ハノイ師範大学障害児教育学部開設10周年記念式典および研究会議(2011年)を踏まえて—」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』8・9(8月)70-73.

グエン・ティ・ホアン・イエン 2012.「ベトナムの障害者—歴史と課題」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』10(8月)52-78.

チャン・ディン・トゥアン, グエン・スアン・ハイ 2011.「ベトナムにおける障害児教育」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』8・9(8月)78-89.

フイン・ティ・タン・ビン 2005.「インクルージョン教育を受けるために重要な準備である障害児の早期教育について」『日本ベトナム障害児教育・福祉研究』3(7月)22-27.

〈外国語文献〉

Nguyen Thi Hoang Yen 2012a. *Special Education and Terminologies*. University of Education Publishing House.

Nguyen Thi Hoang Yen 2012b. *Outline of Special Education and Inclusive Education VIETNAM*. (国際シンポジウム 2012.「障害児教育・インクルーシブ教育の国際比較研究—ロシア, ドイツ, モンゴル, ベトナム」(12月)キャンパスプラザ京都.提供資料)

Luat Nguoi Khuyet Tat 2010, Nha Xuat Ban Tu Phap.